

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する追加対策について

4月16日開催の「葉山町新型コロナウイルス感染症対策本部」会議におきまして、新たに次の対策に取り組むことといたしましたので、お知らせします。

1 職員の勤務体制及び窓口業務の縮小について

本町では、職員の新型コロナウイルスへの感染予防対策として、現在、時差出勤、年次休暇取得の奨励、特別休暇の運用などに取り組んでいますが、4月7日の国の緊急事態宣言の発令等を受け、4月17日から新たに「在宅勤務」および「リモートワーク」を実施することとしました。

○在宅勤務及びリモートワークの実施

職員の出勤による新型コロナウイルスへの感染リスクを可能な限り軽減することを目的に、令和2年4月17日から同年5月6日までの間、「在宅勤務」および「リモートワーク」を実施することにより、当面、職員の出勤を1/2程度に縮小することとします。

○窓口業務の縮小

上記により全庁的な職員の勤務体制が縮小されることに伴い、様々な業務において平常時より対応時間を要することが予想されます。特に各種届出や証明書の発行などの窓口業務については、11時30分から13時30分までの昼の時間帯はお待ちいただく時間が長くなることが予想されますので、できる限り他の時間帯にお越しいただくか、郵送請求やマイナンバーによるコンビニ交付などを利用いただくなどのご協力をお願いいたします。

町民の皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

2 外出自粛要請に伴う公営駐車場等の利用制限について

このことにつきましては、令和2年4月9日付けで公表しているところですが、その際に「台数制限」「時間制限」としていた次の駐車場について、4月18日から「完全閉鎖」に制限を強化しました。

これにより、町内の公共駐車場は、契約者のある葉山港を除き、すべて完全閉鎖となりました。

	4月9日公表	4月17日公表	実施日
真名瀬	台数制限	完全閉鎖	4月18日
葉山公園	時間制限	完全閉鎖	4月18日
長者ヶ崎	台数制限	完全閉鎖	4月18日

葉山町長 山梨崇仁